第一章中第一条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　証明責任者　この規則の定めるところにより計算証明をする者をいう。

二　証明期間　証明責任者が計算書を作成する単位となる所定の期間をいう。

三　電磁的記録　会計検査院法第二十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。

四　計算証明書類　この規則の規定に基づき会計検査院に提出しなければならない書類（第八十八条に規定する届出書を除く。）をいう。

五　電磁的方式　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。

六　原情報　会計経理の過程において一定の内容を表示するため確定的なものとして電磁的方式により、作成し、取得し、又は利用した情報（当該情報の全部又は一部を電磁的方式により複写した情報を含む。）をいう。

第一条の二の次に次の一節を加える。

第二節　電磁的記録による計算証明

（電磁的記録による計算証明）

第一条の三　計算証明書類については、当該計算証明書類を提出することに代えて、当該計算証明書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することができる。

第一条の四　会計検査院法第二十四条第一項に規定する会計検査院規則で定めるものは、次の各号のいずれかの記録媒体に計算証明書類に記載すべき事項を記録したものとする。

一　光ディスクカートリッジ（日本工業規格Ｘ六二七五又はＸ六二七七に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）

二　光ディスク（次に掲げるものに限る。）

イ　日本工業規格Ｘ六二八一又はＸ六二八二に適合する直径百二十ミリメートルのもの

ロ　日本工業規格Ｘ六二四一又はＸ六二四五に適合する直径百二十ミリメートルのもの

2　電磁的記録には、会計検査院の定める基準に従い、計算証明書類に記載すべき事項を記録しなければならない。

3　会計検査院は、前項に規定する基準を定めたときは、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（電磁的記録に係る記録媒体の記載事項等）

第一条の五　電磁的記録に係る記録媒体には、次の各号に掲げる事項を記載し、又は当該事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　計算証明書類の名称

二　証明年度及び証明年月

三　証明責任者の職（官）又は役職及び氏名

四　提出年月日

五　整理番号（同時に二枚以上の電磁的記録に係る記録媒体を提出する場合に限る。）

2　電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された計算証明書類に記載すべき事項の内容を明らかにした資料を添付しなければならない。ただし、当該事項の内容がファイルの名称等から明らかであるときは、この限りでない。

（電磁的記録における証拠書類等の付記等の取扱い）

第一条の六　証拠書類又は次条第一項第三号に規定する添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出するときは、この規則の規定によりこれらの書類に付記すべきこととされている事項を当該電磁的記録に併せて記録するものとする。

2　この規則の規定により証明責任者の印を押すこととされている計算証明書類について電磁的記録により計算証明をするときは、印を押すことを要しない。

第一章中第二条の前に次の節名を付する。

第三節　計算書及び証拠書類の提出

第二条の見出しを「（計算書の提出期限）」に改め、同条第一項を次のように改める。

証明責任者は、証明期間ごとに計算書（計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第四条第一項を除き、以下同じ。）を作成し、次の各号に掲げるものを添えて、当該期間が満了する日の属する月の翌月末日までに会計検査院に到達するように提出しなければならない。

一　この規則において計算書に添付しなければならないとされている書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）

二　証拠書類（証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第六条、第七条第一項、第九条、第十条、第十五条第二項及び第三項、第十六条から第十八条まで、第十九条の五第二項、第十九条の七第二項、第二十三条から第三十条まで、第三十九条第五項、第四十条から第四十四条まで、第六十二条第二項並びに第七十九条において同じ。）

三　この規則において証拠書類に添付しなければならないとされている書類（以下「添付書類」という。）（添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第六条、第七条第一項、第九条、第十条及び第十九条の五第二項において同じ。）

第二条第二項中「職員若しくはその事務を代理する職員」を「歳入徴収官等」に改め、「、分任契約担当官」を削り、「取り扱った」を「取り扱った」に、「場合は、第一項の三十日とあるのを四十五日」を「場合における前項の規定の適用については、同項中「翌月末日」とあるのは「翌々月十五日」に改め、同条第三項中「第一項の書類で」を「第一項に規定する書類及び電磁的記録を」に、「前項の期間」を「前項の期限まで」に、「三十日をこえない」を「一月を超えない」に、「なお」を「この場合において」に改め、「の表紙」を削り、「附記」を「記載し、又は記録」に改める。

第三条の見出し中「あつた」を「あった」に改め、同条第一項中「、後任者」を「後任者」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、同条第三項中「計算書の表紙に、」を「計算書に」に改め、「記載」の下に「し、又は記録」を加え、同条第四項中「あつた」を「あった」に改める。

第四条第二項中「の記載事項」を「に記載し、又は記録された事項」に改める。

第五条第一項中「に限る。但し」を「を提出しなければならない。ただし」に、「提出し難い」に、「もつて、これにかえる」を「もって、原本に代える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　証拠書類につきその作成に代えて電磁的方式により証拠書類に記載すべき事項に係る情報が作成されているときは、当該事項に係る原情報を電磁的記録に記録して提出しなければならない。

第五条に次の一項を加える。

3　原情報を電磁的記録に記録して提出し難いときは、証明責任者が原情報と相違がない旨を証明した原情報を出力した書面を証拠書類として提出することができる。この場合において、当該書面には原情報を出力したものである旨を付記しなければならない。

第六条の見出しを「（外国貨幣換算に関する書類等の添付）」に改め、同条中「添附」を「添付」に、「但し、別に定めてある外国貨幣換算価格によつた」を「ただし、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号又は出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条から第十六条までに規定する外国貨幣換算率によって収支をした」に、「、その換算価格を附記」を「その換算価格を付記」に改め、同条に次の一項を加える。

2　証拠書類又は添付書類のうち、外国語で記載し、又は記録されたものについては、その訳文を添付しなければならない。

第七条中「証拠書類及びその添附書類で」を「証拠書類又は添付書類のうち」に、「関係証拠書類に附記」を「関係する証拠書類又は添付書類に付記」に、「添えて提出」を「添付」に改め、同条に次の一項を加える。

2　証拠書類又は添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合において、当該電磁的記録であって、計算証明のため既に提出したものがあるとき又は他の区分に編集して提出するものがあるときは、前項の規定にかかわらず、既に提出し、又は他の区分に編集して提出する電磁的記録を複写した電磁的記録を提出することができる。